

改正概要説明書

国名：ルーマニア

法令名：意匠法

改正情報：2014年4月4日ルーマニア官報 No. 242 第 I 部に再公布の法律 No. 129/1992

改正概要：

1. 「Law no. 187/2012 for the implementation of Law no. 286/2009 on the Criminal Code」の施行に伴い、意匠権侵害に係る刑事罰が軽減された。(第 50 条, 第 52 条)
2. 国境措置及び予防措置に係る規定は他の法(知的財産権の行使に関する政府緊急令:Government Emergency Ordinance no 100/2005 on the enforcement of industrial property rights, 民事訴訟法:Law no. 76/2012 for the implementation of Law no. 134/2010 on the Civil Procedure Code)で規定されることとなった。(第 53 条)

改正内容：

・第 50 条, 第 52 条

刑事罰が変更された。

・第 53 条

国境措置及び予防措置に係る規定が改訂された。